

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

朝日町奨学金の返還を支援します

朝日町奨学金を受ける大学生等が、卒業後、朝日町内に居住した場合に奨学金の返還を支援します。

- ▶募集人数 4名
- ▶募集期限 5月22日(月) 午後5時(必着)
- ▶募集対象者 次の各号の要件に全て該当する方
 - ①県内に居住し、県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業している方
 - ②大学、大学院(修士課程に限る)、高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)、または県内に所在する短期大学もしくは専修学校専門課程(以下「大学等」という)に在学中の方(平成29年4月に入学予定の方を含む)
 - ③朝日町奨学金の貸与を受けている方、または受ける予定の方
 - ④大学等を卒業後6カ月以内に、朝日町内に居住し、その後3年間継続する見込みの方
 - ⑤大学等を卒業後6カ月以内に、山形県内で就業

し、その後3年間継続する見込みの方(ただし、パート、アルバイト等臨時的・期間的な就業を除く)

- ⑥次の対象産業分野への就業を希望する方
商工分野、農林水産分野、建設分野、医療・福祉分野(医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く)、その他(町の中核企業等を担うリーダー的人材の確保に資する場合)

▶返還支援上限額

助成候補者認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に26,000円を乗じた額

▶応募方法

所定の申請書および書類を朝日町教育委員会教育文化課に持参、または郵送により提出してください。
※詳細については町のホームページをご覧ください。

▶問合せ先

朝日町教育委員会 教育文化課 ☎67-2118

平成29年度朝日町臨時職員(交通安全専門指導員)募集

- ▶職種および採用人員 交通安全専門指導員 1名
- ▶受験資格
昭和46年4月2日以降に生まれた方で、普通自動車免許を所持している方
- ▶雇用期間 平成29年5月1日～平成30年3月31日
- ▶業務内容 幼児、児童、高齢者への交通安全教室における指導、交通安全に係る業務
- ▶勤務時間
月～金曜日 午前8時30分～午後4時15分
(土・日曜日、祝祭日および年末年始は休み)
- ▶賃金等 日額6,000円(社会保険・雇用保険加入)
他は町の規定による

▶受験手続

履歴書(写真は申込前6カ月以内に撮影したもの)に必要事項を記入し、資格を有する証明(免許証の写し、運転記録証明書)を添えて提出してください。

※受付は平日の午前8時30分～午後5時15分まで

▶申込期限 3月31日(金) ※郵送の場合、必着

▶選考 面接を実施し、採用決定者に連絡

▶面接試験 4月上旬(後日申込者に通知)

▶申込み・問合せ先

総務課 ☎67-2111

臨時福祉給付金の申請は 5 月 2 日までです

消費税率 8%への引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、「臨時福祉給付金（経済対策分）」が支給されます。

この給付金を受け取るには申請が必要です。対象と思われる方には 2 月に申請書を郵送しています。

まだ申請がお済みでない方は、期間内に申請をお願いします。期限までに申請のない方は、受給を辞退したことになりますのでご注意ください。

※「振り込め詐欺等」にご注意ください。

給付金を支給するために ATM の操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。不審な電話やメールなどがあった時には、朝日町役場か警察署（警察相談専用電話（# 9110））にご連絡ください。

▶申請期限 5 月 2 日（火）

※郵送申請の場合は当日消印有効

▶問合せ先 健康福祉課 福祉係 ☎67-2156

予約制による年金相談のご案内

○予約制による年金相談のご案内

▶予約申込方法

- 年金相談のご予約は、随時電話または年金相談窓口で受付けしております。
- 予約を受付ける際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

▶予約相談時間帯

平日 午前 8 時 30 分～午後 4 時
第 2 土曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時

▶予約申込電話番号「84-2551」

※ご予約の際は、ダイヤル「9」を押した後、「5」を押してください。

※電話受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土・日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

▶ご注意

- 予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。
- 代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。
- ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課 ☎84-2551

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

○児童扶養手当のお知らせ

両親が離婚した・父または母が亡くなった・父または母が一定以上の障がい状態にある等の児童（18 歳になった年度末まで、障がい児は 20 歳未満）を養育している方に対して支給されます。ただし、公的年金を受給している方や一定以上の所得がある方は支給されない場合がありますので、詳細はお問合わせください。

- 公的年金※を受給している方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

○特別児童扶養手当のお知らせ

知的または身体に障がいがある児童（20 歳未満）を養育している方に支給されます。ただし、一定以上の所得がある方は支給されない場合がありますので、詳細はお問合わせください。

▶問合せ先 健康福祉課 子育て支援係

☎67-2132